

7	入船(一部を除く)・堺町・花園3丁目25番9~11号・奥沢3丁目1番17号の一部・18~21号、2番2~4号・20号、3番7号の一部・27~28号、6番、奥沢4丁目1番、2番1~17号・25~32号、3番1~11号・37号・松ヶ枝1丁目15番9~14号 地区	可 燃：燃やすごみ(有料)	小樽市公式 LINEでごみ の分別検索  (二次元コード)
		不 燃：燃やさないごみ(有料)	
		かん等：かん、びん、蛍光灯・電球、電池(鉛蓄電池を除く) スプレーかん類(カセット式ガスポンペを含む。)	
		紙 類：新聞(チラシ・雑がみを含む。)、雑誌・書籍、 段ボール、紙パック、紙製容器包装	
		プラ類：ペットボトル、プラスチック製容器包装	

令和5年収集カレンダー 2023年

1	月	火	水	木	金	2	月	火	水	木	金	3	月	火	水	木	金
	2	3	不 燃	可 燃	プラ類		・	・	1	2	3		・	・	1	2	3
	可 燃	かん等	4	可 燃	プラ類		可 燃	かん等	8	可 燃	プラ類		可 燃	かん等	8	可 燃	プラ類
	9	紙類	不 燃	可 燃	プラ類		13	紙類	15	16	17		13	紙類	15	16	17
	16	かん等	11	可 燃	プラ類		20	かん等	22	23	24		20	かん等	22	23	24
	23	紙類	25	可 燃	プラ類		27	紙類	・	・	・		27	紙類	29	30	31
30	31	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			

※小型充電電池・ボタン電池・コイン電池は必ずテープで絶縁して「かん等」の収集日に出してください。

4	月	火	水	木	金	5	月	火	水	木	金	6	月	火	水	木	金
	可 燃	かん等	5	可 燃	プラ類		可 燃	かん等	3	可 燃	プラ類		・	・	・	1	2
	3	紙類	不 燃	可 燃	プラ類		可 燃	紙類	不 燃	可 燃	プラ類		可 燃	紙類	不 燃	可 燃	プラ類
	10	かん等	19	可 燃	プラ類		可 燃	かん等	17	可 燃	プラ類		可 燃	かん等	14	可 燃	プラ類
	17	紙類	26	可 燃	プラ類		可 燃	紙類	不 燃	可 燃	プラ類		可 燃	紙類	不 燃	可 燃	プラ類
	24	25	26	27	28		可 燃	かん等	31	・	・		可 燃	かん等	28	可 燃	プラ類
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	可 燃	かん等	29	可 燃	プラ類			

7	月	火	水	木	金	8	月	火	水	木	金	9	月	火	水	木	金
	可 燃	紙類	不 燃	可 燃	プラ類		・	紙類	不 燃	可 燃	プラ類		・	・	・	・	1
	3	かん等	12	可 燃	プラ類		可 燃	かん等	9	可 燃	プラ類		可 燃	かん等	6	可 燃	プラ類
	10	紙類	不 燃	可 燃	プラ類		可 燃	紙類	不 燃	可 燃	プラ類		可 燃	紙類	不 燃	可 燃	プラ類
	17	かん等	26	可 燃	プラ類		可 燃	かん等	23	可 燃	プラ類		可 燃	かん等	20	可 燃	プラ類
	24	25	26	27	28		可 燃	紙類	不 燃	可 燃	・		可 燃	紙類	不 燃	可 燃	プラ類
31	・	・	・	・	可 燃	29	30	31	・	可 燃	26	27	28	29			

※ライターは使い切って、透明・半透明の袋に入れ「燃やさないごみ」の袋に縛り付けて出してください。

10	月	火	水	木	金	11	月	火	水	木	金	12	月	火	水	木	金
	可 燃	かん等	4	可 燃	プラ類		・	・	1	可 燃	プラ類		・	・	・	・	1
	2	紙類	不 燃	可 燃	プラ類		可 燃	紙類	不 燃	可 燃	プラ類		可 燃	紙類	不 燃	可 燃	プラ類
	9	かん等	18	可 燃	プラ類		可 燃	かん等	15	可 燃	プラ類		可 燃	かん等	13	可 燃	プラ類
	16	紙類	不 燃	可 燃	プラ類		可 燃	紙類	不 燃	可 燃	プラ類		可 燃	紙類	不 燃	可 燃	プラ類
	23	24	25	26	27		可 燃	かん等	29	可 燃	・		可 燃	かん等	27	可 燃	プラ類
30	31	・	・	・	可 燃	28	29	30	・	可 燃	26	27	28	29			

※ごみ・資源物の分け方・出し方

- 生ごみは、水分を切り「燃やすごみ」に出してください。
- 資源物で、汚れのひどいものや取れない物は「燃やすごみ」または「燃やさないごみ」に出してください。
- 針の付いた医療器具は、医療機関または調剤薬局へ返却してください。
- はさみ・かみそり・包丁などの刃物類は厚紙などで包み「燃やさないごみ」に出してください。
- ※収集日当日の朝8時30分までにしてください。
- ※お住いの地域で決められたごみステーションに出してください。

※「小樽市ごみ処理券」の使い方

- 単体で「小樽市指定ごみ袋」に入らず下の条件すべてを満たす場合、直接ごみに貼って出してください。
- 長さが1m以下のもの。
- ひとつの重さが50kg以下のもの。
- 容積が0.1㎡(100リットル)以下のもの。
- (計算方法：縦(cm)×横(cm)×高さ(cm)÷1,000≦100となるもの)
- ごみを入れた、透明・半透明の袋や段ボールに貼って出すことはできません。上の条件を超えるものは粗大ごみになります。
- ※粗大ごみは、右記の収集運搬業者許可業者へ収集を依頼してください。(有料となります)

収集運搬業者許可業者(50名順)	電 話
南大 森 産 業	22-3389
南小樽衛生化学工業	54-7506
南小 原 興 業	54-8316
南クリーンサービス	64-5300
南北海道木村	0133-72-6028
南松 本 産 業	34-1677